

# 山口県報

平成18年  
11月14日  
(火曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三  
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課) ..... 四  
保安林予定森林 (萩市) (森林整備課) ..... 五  
保安林の指定 (萩市) (森林整備課) ..... 五  
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (二件) (港湾課) ..... 六  
公告  
契約の締結 (防災危機管理課) ..... 八  
製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課) ..... 八  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 九  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) ..... 〇  
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ..... 一  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) ..... 二  
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 二  
選管告示  
政治団体の名称等 ..... 三  
政治団体の異動事項 ..... 三  
解散等に係る政治団体の名称等 ..... 三  
資金管理団体の名称等 ..... 四  
資金管理団体の異動事項 ..... 四  
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 ..... 四  
雑報 ..... 四

県報の正誤 (平成十八年五月三十日山口県公安委員会規則第十二号) ..... 一四

## 山口県告示第六百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十一月十四日から同年十二月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日産化学工業株式会社  
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場  
所 在 地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 日 月 日	工 事 完 成 予 定 日 月 日	使 用 開 始 予 定 日 月 日
四六一イ	一八	平成一八、 一、二、五	平成一八、 一、二、八	平成一八、 一、二、一
備考	「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。			

連 続 二 四 時 間 変 動 の 概 要



No. 1	排水口	七	八	六	三	四	〇	二	〇	三	〇	二	一	五	二	〇	三	四	二	一	〇	九	二	・	八	二	三	・	七	九	二	・	八
-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

山口県告示第六百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十一月十四日から同年十二月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	通 常 最 大	浮遊物質濃度 (mg/l)	燃 <sup>り</sup> 素 (mg/l)	
七四	八	九	二・四	三・三	一〇
			二〇	一・三	二〇
			二・二	二・二	〇・一
			〇・一	〇・二	二
			二	二	二



代表者の氏名 酒井 好男

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

美祢市豊田前町保々字長瀬一番、二番、三番一、一八番二及び二五番から二八番まで

三 産業廃棄物処理施設の種類の  
安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成十八年三月七日

### 山口県告示第六百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市相島字篠竹二六の一、字火ノ舟二七の一、字奥山四二、四三、四六の二、字こふるく一〇五の一、字平曾二二八、字入海二三八

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第六百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

萩市大字明木字迫ノ浴瀬戸二九〇、二九一の一、二九一の二、字蔵屋瀬戸ノ浴二九一の三から二九一の六まで、字迫ノ浴とふじが藪三二三、字迫本浴三二五、字蔵屋迫浴本谷三一五の一、三一五の五、三二五の六、字迫ノ浴三五八八の二、三五八八の三、三五八九、三五九二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字明木字迫ノ浴瀬戸二九〇・二九一の一・字迫本浴三二五・字蔵屋迫浴本谷三一五の五・三一五の六・字迫ノ浴三五八八・三五九二の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字上田万字中山五三三の一、五二八、字木屋ヶ浴五二五の一、五三八、五三九、九二二、九七四、字榎ヶ埜五四〇、五四一、五四三、五四五、五四六、五四八、五四九

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第六百十五号**

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年十一月十四日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関 成

一 埋立区域(第一工区)

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字西脇東七二五九の二から同大字字宗光六六一六の九までに沿接する一般国道四三七号に沿接する堤地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から65の地点までを順次結んだ線及び1の地点と65の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D. L. + 三・三七メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度五六分四七・五〇四秒東経一一三二度一五分四八・五〇四秒)から三〇〇度四八分一三秒一、四九三・〇八メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三〇度〇〇分五六秒一・七五メートルの地点

3の地点	2の地点から三〇度一五分一五秒〇・七三メートルの地点
4の地点	3の地点から三〇度一八分四九秒一〇・〇〇メートルの地点
5の地点	4の地点から三〇度二〇分四九秒一〇・〇二メートルの地点
6の地点	5の地点から三〇度二分〇一秒九・九八メートルの地点
7の地点	6の地点から三〇度二〇分二四秒一〇・〇〇メートルの地点
8の地点	7の地点から三〇度二一分五四秒一〇・〇〇メートルの地点
9の地点	8の地点から三〇度二分三五秒一〇・〇二メートルの地点
10の地点	9の地点から三〇度〇七分三三秒九・九七メートルの地点
11の地点	10の地点から三〇度一五分三四秒九・九七メートルの地点
12の地点	11の地点から三〇度〇八分五七秒一〇・〇二メートルの地点
13の地点	12の地点から三〇度二九分五九秒一〇・五六メートルの地点
14の地点	13の地点から二九度四分一二秒五・六六メートルの地点
15の地点	14の地点から三〇度二分五三秒二・四五メートルの地点
16の地点	15の地点から四〇度〇六分一五秒五・六〇メートルの地点
17の地点	16の地点から三〇度〇七分〇六秒一・九三メートルの地点
18の地点	17の地点から四〇度五六分四七秒一五・三〇メートルの地点
19の地点	18の地点から二〇度〇九分三〇秒五・八五メートルの地点
20の地点	19の地点から二〇度〇八分二四秒一・〇〇メートルの地点
21の地点	20の地点から二〇度三〇分四五秒一九・八〇メートルの地点
22の地点	21の地点から二〇度一七分二一秒一九・九八メートルの地点
23の地点	22の地点から二〇度二分五〇秒二〇・〇七メートルの地点
24の地点	23の地点から二〇度一七分三九秒二〇・〇三メートルの地点
25の地点	24の地点から二〇度〇二分四〇秒一九・八九メートルの地点
26の地点	25の地点から二〇度一四分三八秒二〇・〇八メートルの地点
27の地点	26の地点から二〇度〇八分〇四秒一九・八六メートルの地点
28の地点	27の地点から二〇度三三分四四秒一〇・一三メートルの地点
29の地点	28の地点から二〇度三八分三五秒九・九四メートルの地点
30の地点	29の地点から二〇度五五分五九秒九・八七メートルの地点
31の地点	30の地点から二〇度五四分〇四秒九・七二メートルの地点
32の地点	31の地点から一九度二六分三三秒九・八五メートルの地点
33の地点	32の地点から一八度五九分二七秒九・六五メートルの地点
34の地点	33の地点から一八度四二分二六秒九・七六メートルの地点
35の地点	34の地点から一七度〇八分五〇秒九・八七メートルの地点
36の地点	35の地点から一七度四九分四二秒九・六七メートルの地点

- 37の地点 36の地点から一七度二五分二九秒九・八七メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一六度五七分三七秒九・七三メートルの地点
- 39の地点 38の地点から一六度三一分三四秒九・七九メートルの地点
- 40の地点 39の地点から一六度〇五分〇〇秒九・八一メートルの地点
- 41の地点 40の地点から一五度四九分〇三秒九・七七メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一五度三〇分五五秒九・八一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一四度四三分一八秒九・六八メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一三度四〇分四五秒九・九三メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一三度四一分〇七秒六・二八メートルの地点
- 46の地点 45の地点から一三度四八分一八秒一五・八六メートルの地点
- 47の地点 46の地点から一三度四二分〇〇秒二・八九メートルの地点
- 48の地点 47の地点から一三度四二分四八秒五・五六メートルの地点
- 49の地点 48の地点から一三度四四三分一二秒二・九五メートルの地点
- 50の地点 49の地点から一三度四四四分一〇秒一〇・六六メートルの地点
- 51の地点 50の地点から一三度四四四分〇七秒七・四二メートルの地点
- 52の地点 51の地点から一三度四四四分〇九秒七・四四メートルの地点
- 53の地点 52の地点から一三度四四四分二四秒五・九五メートルの地点
- 54の地点 53の地点から一三度四四四分五七秒八・九五メートルの地点
- 55の地点 54の地点から一三度四四四分九分四一秒九・九三メートルの地点
- 56の地点 55の地点から一三度四四四分二七秒五・九三メートルの地点
- 57の地点 56の地点から一三度四四四分五五秒〇・九一メートルの地点
- 58の地点 57の地点から一三度四四四分二六秒八・八九メートルの地点
- 59の地点 58の地点から一三度四四四分三七秒九・九三メートルの地点
- 60の地点 59の地点から一三度四四四分三九秒九・九一メートルの地点
- 61の地点 60の地点から一三度四四四分四七秒九・九一メートルの地点
- 62の地点 61の地点から一三度四四四分五五秒九・九五メートルの地点
- 63の地点 62の地点から一三度四四四分六二秒九・九二メートルの地点
- 64の地点 63の地点から一三度四四四分六九秒五・八四メートルの地点
- 65の地点 64の地点から一三度四四四分七六秒一・五五メートルの地点

(三) 面積

六、九〇一・二九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十五年三月二十日 指令港湾第七号の六

三 関係図書を閲覧できる市町

四 周防大島町  
認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十八年十月三十日

山口県告示第六百十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域(第一工区)

(一) 位置

熊毛郡平生町大字尾国字南大久保一一八の三から同大字大久保一九六の一までに沿接する県道光上関線地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から24の地点までを順次結んだ線及び1の地点と24の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. + 二・七一メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡平生町大字尾国字唐釜の唐釜三等三角点(北緯三三度五一分四一・六五〇秒東経一三三度〇六分五四・〇三九秒)から三〇度三五分四八秒七三八・二五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇度四〇分〇八秒四・七四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三〇度三五分四八秒一・二四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二四度四六分四〇秒一五・六四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四度五〇分二六秒二・〇六メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二四度〇六分〇三秒四・五八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四度四四分三三秒二〇・一二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二六度一二分一四秒二〇・一七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二七度二七分一八秒八・五三メートルの地点

- 10の地点 9の地点から三〇度一九分一六秒六・八一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二七度五九分四四秒六四・七一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二七度四一分三二秒一九・九二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五度三八分四九秒九・七四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二三度〇〇分五九秒九・七六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二〇度二二分〇七秒八・〇九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一七度〇五分〇八秒一・三六メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一四度五三分二〇秒九・八七メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一二度五二分五四秒九・八五メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一三度〇七分三七秒一三・五一メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一三度三四分四五秒六・六一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一四度四八分一〇秒一・四五メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一七度一九分二九秒八・九三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二〇度〇九分二八秒七・四九メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二〇度五八分二八秒三・八二メートルの地点

(三) 面積

一、四三七・〇一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十四年三月四日 指令港湾第七号の一三

三 関係図書を閲覧できる市町

平生町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十八年十月三十日



(五六七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

山口県総合防災情報ネットワークシステム構築事業無線通信設備工事

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年七月二十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号

六 落札金額

三十億四千八十万円

七 入札公告日

平成十八年五月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(五六八) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成十九年二月七日(水曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号  
山口県庁視聴覚室

三 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成十八年十二月十一日(月曜日)から平成十九年一月十日(水曜日)まで(郵送の場合、平成十九年一月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

(六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

七 受験手数料

九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復は

がきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上  
すること。

(五六九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十一月十四日から平成十九年三月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 オリックス・リアルエス 住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号 代表者の氏名 西名 弘明

テイト株式会社

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社ヒマラヤ 岐阜市江添一丁目一番一号 小森 裕作

株式会社丸和 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 根石 義浩

株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の一 才津 達郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、八二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二四四台

(二) 駐輪場の収容台数

六〇台  
荷さばき施設の面積  
一二六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
七〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヒマラヤ	午前九時	午後九時
株式会社丸和	午前零時	午後二時
株式会社サンドラッグ	午前一〇時	午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十月三十日

(五七〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十一月十四日から平成十九年三月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ防府Ⅱ

所在地 防府市大字植松五五四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社イエローハット	株式会社イエローハット
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	鍵山幸一郎	鍵山幸一郎

四 届出年月日

平成十八年十月二十六日

五 変更年月日

平成十八年十一月三日

(五七一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十一月十四日から平成十九年三月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 万惣南岩国店

所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社万惣 広島市佐伯区石内上二丁目八番一号 山本 一男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項	変更前	変更後



株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		三、八四〇平方メートル	七、〇二〇平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ヤマダ電機	—	午前一〇時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻		—	午後一〇時
駐車場の自動車の出入口の数		二箇所	三箇所

四 届出年月日  
平成十八年十月三十日  
変更年月日  
平成十九年七月一日

(五七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月二十七日山口県公告(三五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成十八年十一月十四日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日  
山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 サンパークおのだ  
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月二十七日山口県公告(三五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成十八年十一月十四日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日  
山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 サンパークおのだ  
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月三十日山口県公告(三五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成十八年十一月十四日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十四日  
山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マルシヨク塩浜店  
所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号
- 二 意見の概要  
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(五七六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十一月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
玖珂郡和木町瀬田二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大府市北区大淀中一丁目一番八八号  
積水ハウス株式会社



山口県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 福田 健 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
うらおか昌博後援会	浦岡 昌博	浦岡 孝子	下関市長府豊城町5番28号		平成18、10、30
岡山たかし後援会	岡山 隆	岡山 貴子	美祿市伊佐町伊佐3193の1		" " 25
国永美恵子後援会	岡本 功	林山 幸枝	熊毛郡田布施町大字宿井1359		" " 10
惣田克彦後援会	中山 晋次	晋次	" " 大字麻郷533の11		" " 4
田中敏靖を支える会	上野 泰昭	荒瀬 真	防府市中西13番54号		" " 17
安永としお後援会	空田 清	西田 正美	下関市菊川町大字下大野505の6		" " 31
山口21世紀の会	勝村 豊	判野 充昌	山口市大内御堀38の2		" " 10

山下節子後援会	脇坂 宣尚	山下 勝由	宇部市常盤町1丁目6番44号		" " 13
私たちの町、たがふせ	橋本 雅恵	橋本 雅恵	熊毛郡田布施町大字波野1062		" " 4

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 興田 健 司

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
射場博義後援会	代表者	西村 興道	上原 武	平成18、10、5
植田正後援会	"	江尻鴻一郎	登根 武夫	" " 17
岡村元昭後援会	"	吉岡 一	前田 文樹	" " 31
江翔会	会計責任者	梅田 典夫	高崎 満幸	" " 30
市民連合下関	"	"	"	" " "
竹本貞夫後援会	代表者	村重 武次	竹本 貞夫	" " 17
田中敏靖後援会	"	河野 等	林 勲	" " "
宮田隆男後援会	"	益田 利男	東原 茂	" " 18
渡辺純忠徳地後援会	"	松原 博	坂本 昌穂	" " 2

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 秘書課 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
浅井繁勝後援会	河口 祥司	山本 昭夫	岩国市瀬町1番1号	平成18、9、30
池部圭一後援会	長岡 昇	池部 茂好	萩市大島182	" 10、26
重富建久後援会	重富 建久	重富 悦子	山口市宮野下3111の2	" 9、29
寺田幹生後援会	田中 勤	松浦 哲也	熊毛郡田布施町大字別府301	" 10、13
海上路会	浅井 繁勝	山本 昭夫	岩国市瀬町1番1号	" 9、30
私たちの町、たがせ	橋本 雅恵	橋本 雅恵	熊毛郡田布施町大字波野1062	" 10、10

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 秘書課 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (指定年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
浦岡 昌博	下関市議会議員	うらおか昌博後援会	下関市長府豊城町5番28号	浦岡 昌博	平成18、10、30
岡山 隆	美祿市議会議員	岡山たかし後援会	美祿市伊佐町伊佐3193の1	岡山 隆	" "

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 秘書課 福田 隆 司

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の種別	異動内容		備考 (届出年月日)
				新	旧	
友広 巖	山口県議会議員	友誠会	公職の種類	山口県議会議員	周南市議会議員	平成18、10、10

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第一号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十一月十四日

山口県選挙管理委員会 秘書課 福田 隆 司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
浅井 繁勝	岩国市議会議員	海上路会	岩国市瀬町1番1号	浅井 繁勝	平成18、10、18
重富 建久	山口市議会議員	重富建久後援会	山口市宮野下3111の2	重富 建久	" 9、29



正 張

平成十八年五月三十日山口県公安委員会規則第十二号（山口県道路交通規則の一部を改正する規則）

---

四	ページ
下	段
二	行
第七條の六。	誤
第七條の七。	正

---

平成十八年十一月十四日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山

定價一箇月 金二千七百円(送料共)